

1998年4月8日付けの勅許第CS/RKM/0498/06

2007年1月31日付けの勅許第NS/RKM/0107/005

憲法院の組織及び権能に関する法律（2007年）

第1章 憲法院の組織

第1条（新）

本法は、憲法院の組織及び権能を創設及び決定することにより、憲法の尊重を確保し、憲法及び法律を解釈し、かつ、国民議会議員の選挙及び上院議員の選挙に関する訴訟を審理及び裁定することを目的としている。

第2条

憲法院は、その権能を行使する間において、中立かつ独立の機関である。

憲法院は、勅許（Preah Reach Kret）により任命される9名の委員で構成する。

憲法院の委員の委任期間は、9年に限定する。

第3条（新）

憲法院の9名の委員はすべて、出生時からクメール国籍を有し、45歳以上で、法律、行政、外交又は経済分野の高等教育の学位を有し、かつ、15年以上の専門家経験を有する、高位の人物の中から選出する。

憲法院の委員のうち3名は、国王が任命し、3名は、司法官職高等評議会が選出し、残りの3名は、国民議会がその全議員の絶対多数をもって選出する。

国民議会による憲法院の委員の選挙は、2回の投票により行うことができる。

最初の委任期間につき、選挙において1回目の投票で絶対多数を獲得する者がいなかった場合、国民議会は、2回目の投票の候補者として得票数の多い者の順に5名以下を選定する。関係する多数決規則は、この2回目の投票にも適用する。得票数が最も多かった候補者は、任期を9年として、2番目に多かった候補者は、任期を6年として、3番目に多かった候補者は、任期を3年として、任命される。

連続する委任期間につき、1回目の投票で絶対多数を獲得する者がいなかった場合、2回目の投票は、その選挙の候補者として得票数の多い者の順に2名を選定して実施する。関係する多数決規則は、この2回目の投票にも適用する。

得票数が同点である場合には、最年長の候補者が優先する。

国民議会による選挙の候補者は、国民議会の全議員の10分の1による署名を付した推薦書を事前に受領しなければならない。国民議会の各議員は、1回につき1名の候補者に限り、推薦することができる。

第4条（新）

3年ごとに3名の委員を更新する。1名は、国王が任命し、1名は、司法官職高等評議会が選出し、残りの1名は、国民議会が選出する。

憲法院の議長は、3名の新しい委員が各自の役割を引き受けた後に、憲法院の全委員の絶対多数をもって3年ごとに選出する。

憲法院の離任する議長は、再選することができる。

憲法院の議長は、勅許（Preah Reach Kret）により任命される。

憲法院の議長は、国民議会の議長と同じ等級及び特権を有する。

憲法院の委員は、国民議会の副議長と同じ等級及び特権を有する。

憲法院の元委員は、国民議会の元議員に適用されるものと同じの退職年金の条件及び計算式に基づき、毎月退職年金を受け取る権利を有する。

第5条（新）

憲法院の委員としての役割は、政府の構成員、上院議員、国民議会の議員、政党の党首若しくは副党首、労働組合の委員長若しくは副委員長及び現職の司法官としての役割と兼任することができない。

憲法院の委員は、その委任期間中、他の公職又は専門家活動を行ってはならない。

任命された憲法院の委員は、その役割を引き受ける前に、前項に規定するように、公職又は専門家活動のすべてを一時的に退任するものとする。

憲法院の議長は、上記に規定する公職及び専門家活動を行っている委員に対し、その公職又は専門家活動を直ちに退任するよう、書面により通知するものとする。

憲法院の委員は、自己の個人的利益が関係するすべての活動につき、退任を願い出るものとする。退任の願い出又は退任の義務は、憲法院がその全委員の絶対多数をもって決定する。

第6条

憲法院の委員は、遅くとも離任する委員の委任期間が終了する30日前までに、当該離任する委員の後任として任命される。

委員の辞任、解任又は死亡の場合、新しい委員は、30日以内に第4条に規定する条件に従い後任として任命される。

第7条

就任前に、憲法院の委員は、宣誓を行うものとする。

憲法院の委員は、その評議及び投票の秘密性を保持するものとし、かつ、会議の外でいかなる意見も述べてはならない。

第8条

通常の任期が終了する前に自己の役割を退任する者の後任として任命された憲法院の新しい委員は、当該委任の残余期間を満了しなければならない。

ただし、3年以下の当該期間が終了した場合、当該委員は、新しい委任に向けて再任されるか又は再選することができる。

第9条

憲法院の委員は、単に憲法院に対して書面により通知することにより、辞任することができる。

第10条

憲法院は、本法の第 5 条及び第 7 条の規定に違反した委員，又は事前の通知なしに連続して 3 つ以上の会議に出席しなかったか，若しくは永続的な身体的障害若しくは精神的障害が理由で自己の役割を通常の形で遂行することができない委員を解任することができる。

憲法院の委員を解任する旨の決定は，憲法院の全委員の 3 分の 2 の多数により承認されなければならない。

軽罪又は重罪につき裁判所により禁錮懲役を言い渡された憲法院の委員は，自動的に解任される。

第 11 条

憲法院の委員は，憲法院の委員としての役割を果たす間に行った決定につき，刑事罰又は民事罰の対象にならない。

第 2 章 憲法院の権能 第 1 節 一般条項

第 12 条（新）

憲法院は，憲法院のための手続規則を起草する。

憲法院の手続規則は，憲法院の全委員により，その絶対多数をもって可決される。

憲法院は，事務局による補佐を受ける。

事務局の組織及び権能は，政令（Anukret）により決定する。

第 13 条

憲法院は，国家予算の割当てを受けた独自の予算を有する。

憲法院の議長は，その支出につき責任を負う最高位の権限者である。

第 14 条（新）

憲法院の会議は，議長が招集し，又は議長がこれをするすることができない場合は，最高齢の委員が招集する。

憲法院の会議は，その委員の過半数が出席した場合，有効である。

第 2 節 法律の合憲性に関する憲法院の権限

第 15 条（新）

憲法院は，法律の合憲性を統制する枠組みにおいて，憲法の尊重を保障するほか，国民議会において可決され，かつ，上院において厳密に審議された憲法及び法律を解釈するための権限を有する。

第 16 条（新）

基本法及びその改正法は，国民議会において可決され，かつ，上院において厳密に審議された場合，その公布前に，国民議会の議長により憲法院に送られ，その合憲性についての統制を受けなければならない。

上院の手續規則及びその改正確則は、上院において可決された後、その施行前に、上院の議長により憲法院に送られ、その合憲性についての統制を受けなければならない。

国民議会の手續規則及びその改正確則は、国民議会において可決された場合、その施行前に、国民議会の議長により憲法院に送られ、その合憲性についての統制を受けなければならない。

第 17 条 (新)

国王、上院の議長、国民議会の議長、首相、上院議員の 4 分の 1 又は国民議会議員の 10 分の 1 は、国民議会において可決され、かつ、上院において厳密に審議された法律をその公布前に憲法院に送り、審査に付することができる。

第 18 条 (新)

法律の公布後は、国王、上院の議長、国民議会の議長、首相、上院議員の 4 分の 1、国民議会議員の 10 分の 1、又は裁判所は、当該法律の合憲性を審査するよう憲法院に要請することができる。

市民は、当該法律の違憲性につき疑義を呈する権利、又は前項に規定するように、国民議会の議長、国民議会議員、上院の議長若しくは上院議員を介して、当該法律を解釈するよう憲法院に依頼する権利を有する。

第 19 条

訴訟に関与する個人のうち、法律の条項又はいずれかの機関の決定が自己の基本的な権利及び自由を侵害していると思料するものは、裁判所に対し、当該法律の違憲性につき疑義を呈することができる。

裁判所は、呈された当該疑義が根拠のあるものと判断する場合、10 日以内に最高裁判所に事件を移送するものとする。

最高裁判所は、当該事件を却下すべきとみなす場合を除き、15 日以内に当該事件を審理し、かつ、憲法院に照会するものとする。

第 20 条

憲法院は、法律のいずれかの条項が違憲である場合においては、次に従い決定を行う。

- a. 当該条項を残余部分から分離することができないときには、当該法律全体が公布も適用もできないこと。
- b. 当該条項を残余部分から分離することができるときには、違憲である条項のみが公布も適用もできないこと。

第 21 条

憲法院は、一又は複数の者を召喚して説明を求めるか、又は関係文書を提出するよう求める権利を有する。

各個人、国家機関又は民間機関は、憲法院が行う当該召喚及び当該要請を尊重し、これに従うものとする。

第 22 条 (新)

憲法院は、事件が提起されてから 30 日以内に、そのすべてにつき書面により裁定を行うものとする。緊急時には、当該期間は、8 日に短縮する。

憲法院は、憲法院の議長から報告を行う任務を割り当てられた委員からの報告に基づき、法律の合憲性を審査するか、又は法律を解釈する。報告を行う委員は、本法の第 30 条（新）に規定する憲法院の部の委員 1 名とする。

憲法院の決定は、その全委員の絶対多数をもって行う。投票数が同点である場合には、議長の投票が優先する。

憲法院の決定は、理由を述べるものとする。

第 23 条

憲法院の決定は、憲法に規定するように、不服申立てを行うことのできない確定的なものであり、すべての公権力に対して効力を有する。

第 24 条（新）

憲法院の決定は、国王に提出され、かつ、上院の議長、国民議会の議長、首相、及び最高裁判所の裁判長に送付されるほか、官報において公表される。

上院の議長は、当該決定につき全上院議員に通知する。

国民議会の議長は、当該決定につき全国国民議会議員に通知する。

首相は、当該決定につき王国政府の全構成員に通知する。

最高裁判所の裁判長は、当該決定につき関係する裁判所に通知する。

第 3 節

国民議会議員の選挙に関する憲法院の権限

第 25 条（新）

憲法院は、国民議会議員の選挙及び上院議員の選挙に関する訴訟につき審理及び決定を行う権利を有する。

第 26 条

憲法院は、次の事項につき審理及び決定を行う。

1. 立候補又は登録候補者名簿に関する不服申立てを認めない旨の国家選挙管理委員会の決定を争う政党又は候補者からの申立て。当該申立ては、国家選挙管理委員会からの通知の受領後 7 日以内に行うものとする。
2. 選挙人名簿への登録要請を拒絶する旨の国家選挙管理委員会の決定を争う者の申立て。当該申立ては、国家選挙管理委員会からの通知の受領後 5 日以内に行うものとする。
3. 個人の氏名が登録されていないことについての不服申立て、又は氏名の登録に対する異議、若しくは条件が選挙に関する法律に合致していないとみなされる個人の氏名の選挙人名簿への掲示に対する異議を認めない旨の国家選挙管理委員会の決定に対する当該個人又はその代理人による申立て。当該申立ては、国家選挙管理委員会からの通知の受領後 5 日以内に行うものとする。

憲法院は、当該申立ての受理後 10 日以内に上記 3 項の事件につき決定を行うものとする。

4. 政党名簿への登録を拒絶されたことを争う政党の申立て。当該申立ては、内務省からの通知の受領後 5 日以内に行うものとする。

憲法院は、当該申立ての受理後 30 日以内に当該事件につき決定を行うものとする。

第 27 条（新）

憲法院は、次の事項につき審理及び決定を行う。

1. 選挙の候補者である個人又は政党による選挙結果に対する直接の申立て。当該申立ては、暫定結果の公表後 72 時間以内に行うものとする。
2. 選挙の結果に対する申立てを認めない旨の国家選挙管理委員会の決定を争う個人又は政党からの申立て。当該申立ては、選挙管理委員会からの通知の受領後 72 時間以内に行うものとする。

憲法院は、当該申立ての受領後 20 日以内に上記 2 項の事件につき決定を行うものとする。

第 28 条

国家選挙管理委員会の決定を争うか、又は選挙の結果を争う個人又は政党は、憲法院に対する不服申立書を作成するものとする。当該不服申立書には、次の事項を記載するものとする。

1. 争う個人の氏名又は政党の名称
2. 原告の法的地位（候補者又は政党の代表者として選挙人名簿に登録されていること）
3. 争われる選挙区の名称
4. 当選が発表されたが、これを争われる個人の氏名又は政党の名称
5. 主張を裏付けるすべての文書又は証拠

憲法院は、その裁量により、原告又は政党のために証拠の提出期間である 5 日を延長することができる。

憲法院は、本条が要求する条件を事件が満たしていないと判断する場合、当該事件の調査を行わない旨の決定を行うことができる。

憲法院に対して行われたすべての申立てには、料金を課さない。

第 29 条（新）

申立ては、施行を遅らせる効果を有しない。ただし、最終決定は保留した上で、憲法院は、必要とみなす場合、争われる国民議会議員若しくは上院議員又は政党に関する選挙の結果を一時的に停止するための暫定命令を発することができる。当該命令の効力は、憲法院の最終決定をもって終了する。

第 30 条（新）

国民議会議員の選挙及び上院議員の選挙に関する訴訟における探査及び調査、並びに法律の合憲性の審査又は法律の解釈に関し、憲法院は、3 部に分けられる。各部は、3 名を有し、そのうちの 1 名は、国王が任命した委員、1 名は、国民議会が選出した委員、残りの 1 名は、司法官職高等評議会が選出した委員である。これらの 3 部の委員は、憲法院の議長の采配の下で、抽選により選定される。

第 31 条

申立てを受領した後、憲法院の議長は、3 部のうちの 1 部に、調査を担当するための権限を委譲する。当該部は、原告及び争われる者又は政党に対し、これらの者が、憲法院に対して原告が提出した申立書及び証拠を確認し、かつ、答弁書を作成するのに、10 日のみを有することを書面により直ちに通知するものとする。

第 32 条

上記の答弁書を受領した後又は 10 日の期間が終了した後、かつ、調査を完了した後に、担当の部は、憲法院の総会に対し、調査の結果及び部の意見を提出する。憲法院は、さらなる調査を要請ことができ、かつ、原告及び被告を直接審問することができる。

第 33 条

調査の間、憲法院又はその 3 部のうちの 1 つは、すべての争点につき質問を行い、他の文書及び報告書を依頼し、かつ、選挙に関与したすべての者を召喚することができる。

憲法院又はその 3 部のうちの 1 つは、その職員その他の個人を任命し、調査を行う際に、特に宣誓の下での証人の返答を記録する際に、補助をさせることができる。証人の宣誓証言の議事録は、すべての当事者にとって入手可能な形で保管する。証人が報復を恐れていることを調査官又は部の構成員が知った場合、証人の氏名は、憲法院を除き、誰にも知られないよう秘密にし、宣誓証言の内容のみを入手可能な形にする。

第 34 条 (新)

憲法院は、選挙の規律性、選挙の候補者の適格性、及び当選が宣言された候補者の適格性を争う事件につき決定を行う。

憲法院は、国家選挙管理委員会の決定に賛成若しくは反対すること、争われた選挙の無効を宣言すること、又は候補者が適法に当選したものとして宣言することができる。

憲法院は、その全委員の絶対多数をもって、その決定を行う。憲法院の決定は、理由があるものでなければならない。

憲法院の決定は、不服申立てを行うことのできない確定的なものである。

これらの決定は、国王に提出され、かつ、上院、国民議会、及び王国政府に送付されるほか、官報において公表される。

第 35 条

憲法院は、その管轄権の範囲内にない申立てを管轄権を有する組織に移送する権利を有する。

第 3 章 罰則

第 36 条

憲法院による調査の枠組みの中での偽証罪若しくは偽証教唆罪につき有罪判決を受けた証人、又は憲法院の決定に従わないか、若しくは憲法院の活動を妨害した者は、1 か月以上 1 年以下の禁錮又は懲役及び 100,000 リエル以上 600,000 リエル以下の罰金、又は 2 つの刑のうちの 1 つの対象になる。

第 37 条

本法の規定に従わない憲法院の委員は、他の刑事罰にかかわらずに、懲戒処分の対象になる。この懲戒に関する規則は、憲法院の手続規則により決定する。

第 4 章 暫定条項

第 38 条

最初の委任期間に関し、憲法院は、3 年を任期とする 3 名の委員、6 年を任期とする 3 名の委員、及び 9 年を任期とする 3 名の委員の任命を受ける。

国王は、3 年を任期とする委員のうち 1 名、6 年を任期とする委員のうち 1 名、及び 9 年を任期とする委員のうち 1 名を任命する。

司法官職高等評議会は、3 年を任期とする委員のうち 1 名、6 年を任期とする委員のうち 1 名、及び9 年を任期とする委員のうち 1 名を選出する。

国民議会は、3 年を任期とする委員のうち 1 名、6 年を任期とする委員のうち 1 名、及び9 年を任期とする委員のうち 1 名を選出する。

第 39 条

憲法院の最初の招集は、勅許 (Preah Reach Kret) による委員の任命後 7 日以内に行うものとする。最初の会議の招集及び議長は、憲法院の議長を選出するために、主席委員の最年長者に委託する。

第 5 章 最終条項

第 40 条

本法に相反する規定は、無効とする。

第 41 条

本法は、緊急のものであることを宣言する。